

## 第 5 種共同漁業権に係る目標増殖量等の考え方について

令和 6 年 1 月 23 日

### 1. 趣旨

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 168 条の規定により、第 5 種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならないとされている。

そこで、千葉県では第 5 種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合（以下「組合」という。）が「増殖」を行うのに当たり、目安となる目標増殖量等について、水産庁の技術的助言「海区漁場計画の作成等について（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知）」に基づき、内水面漁場管理委員会が毎年度の『目標増殖量等』を設定し、委員会指示として公示しているところである。

今般、令和 5 年度に漁業権の一斉切替が行われたことを受け、内水面漁場管理委員会が当該漁業権に係る目標増殖量等を指示するのに当たり、その一助とするため、県内の内水面漁業の状況や近年の調査・研究の成果を踏まえた上で、適正な目標増殖量等の算定についての県の考え方を示したものである。

### 2. 増殖方法及び数量算定の考え方について

第 5 種共同漁業の対象となっている魚種毎に、増殖方法及び数量算定の考え方を示すものとする。

#### (1) 増殖方法

法第 168 条でいう「増殖」については、水産庁の技術的助言において「採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物にかかる制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは含まれない。」と定義されている。

このため、増殖方法については、稚魚放流にこだわらず、卵放流や産卵床・産卵場の造成等繁殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ放流等による水産資源の遡上の確保等、その効果に根拠があると認められる手法により行うこととし、漁業ごとに適した増殖方法については 3 に示すとおりとする。

・ **種苗放流**：稚魚等の種苗の放流による増殖。

目標増殖量等は尾数若しくは重量として設定する。

なお、滞留魚の汲み上げ放流についても種苗放流に含めることとする。

- ・卵放流：卵の放流による増殖。  
目標増殖量等は個数として設定する。  
なお、ふ化仔魚による放流も卵放流に含めることとする。
- ・産卵床造成：河床耕うん等により産卵床を造成することによる増殖。  
目標増殖量等は面積として設定する。
- ・産卵床設置：キンランやネットなどの産卵基質の設置による増殖。  
目標増殖量等は産卵床の構造を踏まえ、設置基数若しくは面積として設定する。  
なお、産卵床造成や産卵床設置を種苗放流と組み合わせて行う場合は、造成面積や設置面積を放流重量に変換して置き換えることとする。

## (2) 増殖に係る数量算定の考え方

増殖に係る数量の算定に当たっては、漁場面積や資源の利用状況等を踏まえ、国等による基準数量が示されている場合や調査・研究等の知見から漁場への適正放流量等が算定できる場合は、これに基づき算出することとし、適正放流量等の算定が困難な場合は、これまでの指示実績や漁場環境の変化を基に増殖に係る数量を算定することとする。

なお、毎年の「目標増殖量等」の設定に当たっては、必要に応じ、過去の放流実績、漁場や資源の利用状況、組合の経済的負担能力等を十分に勘案するものとする。

## (3) 目標増殖量等の公示を行わないことを含めて検討を要するもの

以下の場合には、該当する魚種について目標増殖量等の指示を行わないことを含めて検討するものとする。

- ①特定疾病やその他重大な疾病のまん延防止対策を図る必要がある場合。
- ②国の基準値を超える放射性物質が検出され、国の指示又は県の要請による出荷自粛等を行っている場合、並びに当該措置に準じ採捕の自粛等を行っている場合。
- ③その他、相当の理由により『目標増殖量等』の公示を行わないことが適当であると判断される場合（震災や事故等により、従来と同様の増殖行為ができない場合等）。

## 3. 漁業別の増殖方法及び数量算定方法

### (1) あゆ漁業

○増殖方法：種苗放流、産卵床造成

○数量算定方法：

- ・種苗放流…平成6年3月17日の「第5種共同漁業権魚種の増殖計画に係る委員会指示量算定について」に基づき算出した種苗の「適正放流量」を基に、2(2)増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ算定する。

なお、滞留魚の汲み上げを行う場合は、その尾数を種苗放流量に含めることがで

きるものとする。

- ・産卵床造成…種苗放流の代替として産卵床造成を実施する場合は、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行のパンフレット「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を準用し、1 m<sup>2</sup>造成当たり、5 g サイズで156尾として換算する。

なお、目標増殖量等として設定する場合は、河川の状況等を勘案の上、時期を指定して造成面積を設定するものとする。

#### ○留意事項

- ・産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「アユの人工産卵床の作り方」などを参考とする。
- ・産卵床造成に当たっては、アユの産卵が確認されることに加え、造成箇所から海までの間に堰等の仔稚魚の往来を阻害する障害物が無い河川で行う。

### (2) おいかわ漁業

#### ○増殖方法：産卵床造成

#### ○数量算定方法：

- ・産卵床造成…指示実績、河川の状況等を勘案の上、時期を指定して造成面積を設定する。

#### ○留意事項

- ・産卵床造成の方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「オイカワの人工産卵床の作り方」などを参考とする。
- ・産卵床造成に当たっては、当該河川における産卵の盛期に合わせて行うよう、実施の時期、場所を選定することとする。
- ・種苗生産等により、産卵床造成の代替として種苗放流が可能となった場合は、換算方法等について別途検討を行うものとする。

### (3) うぐい漁業

#### ○増殖方法：産卵床造成、種苗放流

#### ○数量算定方法：

- ・産卵床造成…指示実績、河川の状況等を勘案の上、時期を指定して造成面積を設定する。
- ・種苗放流…2 (2) 増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ算定する。

なお、産卵床造成の代替として、種苗放流を実施する場合は、造成面積100 m<sup>2</sup>につき、ウグイ種苗100 kgを放流するものとする。

#### ○留意事項

- ・産卵床造成の方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「ウグイの人工産卵床の作り方」などを参考とする。

- ・産卵床造成に当たっては、当該河川における産卵の盛期に合わせて行うよう、実施の時期、場所を選定することとする。

#### （４）うなぎ漁業

○増殖方法：種苗放流

○数量算定方法：

- ・種苗放流… 2（２）増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ算定する。

○留意事項

- ・放流の対象魚種はニホンウナギとし、ビカーラ種やロストラータ種等の異種ウナギは対象魚種としない。

#### （５）わかさぎ漁業

○増殖方法：卵放流（ふ化仔魚放流を含む）

○数量算定方法：

- ・卵放流… 2（２）増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ算定する。

○留意事項

- ・ふ化仔魚の放流を行う場合は、放流用のふ化仔魚を得るために使用した卵数をもって放流数量とする。

#### （６）こい漁業

○増殖方法：産卵床設置

○数量算定方法：

- ・産卵床設置… 2（２）増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ、過去の放流実績、コイの利用状況及び組合の計画を勘案して産卵床の設置面積を算定する。

○留意事項

- ・コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、種苗放流を行わないことから、これに係る目標増殖量は算定しない。
- ・産卵床設置の方法については、水産庁・（独）水産総合研究センター中央水産研究所発行の「コイ・フナの人工産卵床の作り方」などを参考とする。
- ・産卵床設置に当たっては、産卵の盛期に合わせて行うよう、実施の時期、場所を選定することとする。

#### （７）ふな漁業

○増殖方法：種苗放流、産卵床設置

○数量算定方法：

- ・種苗放流… 2（２）増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ算定する。
- ・産卵床設置…種苗放流の数量を、設置すべき産卵床の設置面積に換算して算定する。

産卵床設置に当たっては、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行のパンフレット「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を準用し、設置面積1㎡当たり、5gサイズのフナ種苗382尾(1.91kg)として換算する。

○留意事項

- ・産卵床設置の方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「コイ・フナの人工産卵床の作り方」などを参考とする。
- ・産卵床設置に当たっては、産卵の盛期に合わせて行うよう、実施の時期、場所を選定することとする。

**(8) にじます漁業**

○増殖方法：種苗放流

○数量算定方法：

- ・種苗放流…平成4～7年に県が行った放流・採捕調査の結果から算出した、遊漁者1人当たりの採捕尾数、採捕者見込み数、最大採捕率をもとに、放流数量を算出する。ただし、採捕者見込み数については、採捕者数の実績や組合の計画等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。

**(9) もつご漁業**

○増殖方法：産卵床設置

○数量算定方法：

- ・産卵床設置…2(2)増殖に係る数量算定の考え方を踏まえ算定する。

○留意事項

- ・産卵床設置に当たっては、当該河川における産卵の盛期に合わせて行うよう、実施の時期、場所を選定することとする。